

平成29年度日本看護連盟活動計画(案)

重点方針

1. 力強い組織の創成

2. 成熟・自律した活動

目的	目標	方針	活動	評価指標(例)
組織力の強化・拡大	1. 看護連盟・看護協会との連携・協働	1) 日本看護協会との連携 2) 日本看護連盟・都道府県看護連盟との情報の共有化 3) 都道府県看護連盟の主体的活動	1)-1日本看護連盟と日本看護協会の会長・役員と看護政策について、話合いの機会をもうける。 -2日本看護連盟、日本看護協会及び看護職国会議員との定期的な話合いの場をもうける。 -3都道府県看護協会総会・看護連盟総会に各都道府県の看護協会、連盟の会長が相互に参加する。 2)-1中央役員会及び各種委員会、執行部の情報を各都道府県看護連盟会長へ発信する。 -2各都道府県の情報を共有する。 3)-1各種会議・委員会の活性化を図る。	・目標管理に基づいた実践ができたかどうか
	2. 連盟活動の周知徹底	1) 連盟活動のPR 2) 活発な情報交換 3) 自律した会員の育成	1)-1機関誌アンフィニを(3回/年)発行する。 -2ミニアンフィニを適宜発行する。 -3日本看護連盟のホームページを刷新し、アクセスしやすく分かりやすいホームページにする。 -4会員ハンドブックの内容を適宜見直す。 -5各種グッズを更新し活用する。 -6研修のあり方を検討する。 2)-1効果的・効率的で親しみやすい研修を企画し実施する。 -2看護職国会議員のビデオメッセージを活用する。 -3国政における看護職議員の活動を報告する。 -4国会見学会の効果的・効率的な運営を検討する。 -5効果的な中央研修を開催する。 3)-1看護協会の認定看護管理者研修に「看護と政策」の講義を入れるように働きかける。 -2未入会者及び連盟会員へ働きかけ、連盟活動の理解を深める。 -3各級選挙に積極的に参加する。	ホームページのアクセス数の増 研修の参加率の増
	3. 会員数の増加	1) 平成29年度の増員目標数の設定 2) 看護連盟入会の促進 3) 退会者の防止 4) 学生会員の確保	1)-1平成29年度の増員目標数を1万人とし、看護協会会員数の1%以上を獲得する。 -2潜在看護職に連盟加入を働きかける。 -3特別会員の基準の見直しをする。 2)-1都道府県看護協会役員に連盟加入を働きかける。 -2国立系や大学病院を中心に看護協会と同伴訪問等に取り組む。 -3看護連盟未加入者の多い施設の看護部長との交流の機会を作る。 3)-1産休・育休者に連盟会員の継続を働きかける。 -2会費の納入方法を含めた入会システムを検討する。 4)-1看護基礎教育の教育内容に「看護政策」を取り入れるよう働きかける。 -2各都道府県が学生会員数を70人増員する。 -3看護大学・看護専門学校教員への入会を働きかける。	
	4. 日本看護連盟の効率的運営	1) 日本看護連盟規約・細則の見直し 2) 財政の健全化と適正化	1)-1委員会を立上げ、規約・細則等を見直し、平成30年度の総会で規約・細則改正の提案に向けての準備をする。 2)-1コンプライアンスに基づく組織運営を行い、効果的・効率的な本部運営に取り組む。 -2財源の確保と経費削減に努める。	・規約改正の提案ができる。 ・月1回の会議が定例化される。 ・適正な収支バランスができたかどうか。 ・経費削減額と新規事業数(新規事業に關した経費)
	5. ブロック協議会の活動強化・促進	1) ブロック協議会の活性化	1)-1ブロック協議会内の都道府県会長会議を継続し、情報交換の場として活用する。 -2ブロック協議会内の都道府県副会長・幹事長の連携を強化する。 -3ブロック別看護管理者等政策セミナーを継続する。	・開催回数及び会議が実施できたか。 ・副会長・幹事長同士の交流方法の検討ができたか。
	6. 支部組織の活動の強化・促進	1) 支部役員の役割の明確化と徹底 2) 支部役員・リーダーの意識強化 3) 各支部会員のモチベーションの強化	1)-1支部役員の役割等を明文化し徹底する。 2)-1支部長合同会議を開催する。 -2役割を発揮できる適正な数のリーダーを育成する。 3)-1都道府県において国会議員によるミニ研修会等を開催し、国会議員との交流を深める。	・支部役員の役割の明文化ができたか。 ・支部数・リーダー数の増
	7. 若手会員の育成	1) 青年部の位置づけ・役割の明確化 2) 若手会員の活用の促進 3) ポリナビ(Politic Navigators Network)の活動強化	1)-1青年部の位置づけ・役割を明確にし、規約・細則に盛り込むための検討を行う。 -2ブロック協議会内・外の青年部の交流を促進する。 2)-1役員・委員等に若手会員を登用する。 3)-1全国・ブロック・都道府県のポリナビワークショップを開催する。	
	8. その他の組織との連携・協働	1) 医療関係団体との交流の促進 2) 介護関係団体との交流の促進 3) その他の関係団体との交流の促進 4) 支援団体との交流の促進 5) 支援企業との交流の促進 6) 看護系教育機関との交流の促進	1)-1医療関係団体との交流の機会をつくる。 2)-1介護関係団体との交流の機会をつくる。 3)-1その他の関係団体との交流の機会をつくる。 4)-1支援団体との交流の機会をつくる。 5)-1支援企業との交流の機会をつくる。 6)-1看護系教育機関との交流の機会をつくる。	・訪問件数の増 ・賛助会員の加入数
		1) 現場の声活用促進委員会等の意見・提言などへの速やかな対応 2) 中央役員会での意見の集約	1)-1ホームページ等を活用し、現場の声活用促進委員会が意見を集約し問題解決に向けて対応する。 -2議員の取り組む課題等についての意見を、ホームページを活用して集約する。 2)-1現場に役立つ課題を明確にし、検討する。	検討した課題数の増

	9. 現場の課題への対応	2) 中次役員云々の意見の采纳	2) 1) 現場への対応の課題を明確にし、検討する。	
	目 標	方 針	活 動	評 価 指 標(例)
政治力の強化	1. 看護政策の実現	1) 日本看護連盟、都道府県看護連盟の政治力の強化 2) 現場の声の把握 3) 看護政策実現に向けて看護協会との連携	1)-1 厚生労働部会委員、厚生労働委員会理事・委員との連携を密にする。 -2 各都道府県選出の国会議員の政策説明会等に参加し連携を密にする。 -3 看護問題小委員会を活用する。 -4 看護問題対策議員連盟総会に参加し、活用する。 2)-1 「現場の声」を集約し要望書等につなげる。 3)-1 要望書作成は、日本看護協会と綿密な協議を行い共同して行政・議員等へ提出する。	要望書の提出数、その後の成果及び動向の把握
	2. 看護職国会議員の擁立支援	1) 4人の看護職国会議員の確保 2) 第25回参議院選挙に向けて早期の候補予定者の決定 3) 看護職国会議員候補者の発掘と育成	1)-1 4人の国会議員の名前及び活動状況を周知する。 -2 岡山県看護連盟、京都府看護連盟の支援を強化する。 -3 ホームページ等を活用して各議員の活動を周知する。 2)-1 第25回参議院選挙に向けて候補予定者を早期に決定し活動を開始する。 -2 第25回参議院議員選挙に向けた選挙体制を整備する。 -3 第25回参議院選挙候補予定者の名前を周知する。 3)-1 政治アカデミー修了者をフォローアップする。	4人の議員の確保の可否 ・4人の看護職国会議員の知名度のUP ・アカデミー修了者の活躍の場の明確化
	3. 看護を理解する国会議員の確保と支援	1) 都道府県選出の国会議員との連携強化	1)-1 日本看護連盟と国会議員との交流の場を持つ。 -2 各都道府県看護連盟と国会議員との交流の場を持つ。 -3 各都道府県が支援している国会議員に看護政策の必要性の理解を図る。 -4 各都道府県の看護政策に理解を示す国会議員を支援する体制を強化する。	・47都道府県看護問題対策議員連盟の設置数
	4. 地方議会、地方行政への影響力の強化	1) 全都道府県に看護に関する議連の設置と活動の促進 2) 地方議員との情報交換と活動支援 3) 地方議会、行政等との情報交流	1)-1 地方議員に看護政策の必要性の理解を図る。 2)-1 地方議員との交流の場をもうけ、連盟に対する理解を深める。 -2 地方議員の活動を支援する。 3)-1 地方議会、行政等へ要望書を提出する。 -2 地方行政の看護政策に関する情報を積極的に入手する。 -3 看護政策実現のために地方行政への働きかけをする。	・看護を応援する地方議員数 ・要望書数 ・参加数・行事内容
	5. 地方議員の擁立と支援	1) 地方議員候補者の発掘と育成 2) 地方議員との連携強化	1)-1 県議、市議等への立候補者への支援を行う。 -2 政治アカデミー修了者のフォローアップをする。 -3 各都道府県、政治団体が実施している若手育成プログラム等に積極的に参加する。 2)-1 地方議員の対応強化に向けて都道府県看護連盟を支援する。 -2 地方議員の活動に積極的に参加する。	・看護を応援する県議・市議の当選者数
会員の福祉の充実	1. 災害への対応	1) 災害発生地への支援	1)-1 日本看護連盟、ブロック内・外の対応を検討する。 -2 各都道府県の災害時の連絡網を整備する。 -3 日本学術会議や災害関連学会からの情報をタイムリーに収集し、災害発生時の会員への支援に生かせるようにする。 -4 被災地の現状を国会議員、関係団体へ伝達し、支援の協力を要請する。 -5 継続的に情報を交換し、支援を継続する。	・ブロック内・外の対応の明文化
	2. 福利厚生への対応	1) 日本看護連盟内規に基づく対応	1)-1 名誉会員・叙勲等受章者への対応を行う。 -2 物故者への対応する。 -3 災害見舞いの対応する。 -4 慶弔等への対応する。	
	3. 諸問題への対応	1) 会員の安全の保証	1)-1 コンプライアンスに基づく政治活動、選挙運動のための情報交換を行う。 -2 諸般の疑問・問題には、専門家と相談し速やかに解決する。	・情報提供の件数